

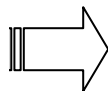
院内集会!

3 / 1 9 衆議院第二議員会館 に集ま

「成年後見選挙権裁判」判決報告



2013年3月14日に
判決!



国会議員の皆さんと
話そう・伝えよう!



“成年後見をつけると選挙権が奪われる

公職選挙法11条1項1号(「成年被後見人は選挙権を有しない」)

は憲法違反だ”という裁判を2011年2月に東京地裁に起こしました。

- ☑ 成年後見制度は、権利を擁護するための制度なのにこれを利用すると選挙権を失うのです。この制度を利用していない人は、選挙を行えるのです。選挙権がなくなるからとこの制度の利用を控える人も多くいます。
- ☑ 昨年3月26日には、全日本手をつなぐ育成会が中心となり、11条1項1号の撤廃を求めて集められた41万人余の署名が、総務大臣に提出されています。また、同時期、衆参両議院にも請願が出されています。
- ☑ 昨年12月25日、日本弁護士連合会で、「11条1項1号を削除せよ」の勧告が内閣総理大臣や衆参両議院宛に出されました。

国会でも、“この選挙権剥奪はおかしい”と3度質問され、
当時の大臣らが「たしかに問題あり」との答弁をしています。
立法府である国会には、司法決着に先んじて、この法律を削除して、
選挙権を回復させてほしいのです!

2013年 3月19日(火) 11:30~13:30 (受付11:00~)

会場

衆議院第二議員会館 地下1階 第1会議室 (定員80~100名)

◆「成年後見選挙権裁判 判決報告集会」

主催

見選挙権訴訟弁護団

主任弁護士: 杉浦ひとみ(東京アドヴォカシー法律事務所)
文京区本郷3-18-11TYビル302
電話03-3816-2061 FAX 03-3816-2063

プログラム
(予定)

- ☆ 事件/論点の説明(弁護団)
- ☆ 東京地方裁判所の判決内容の説明(弁護団)
- ☆ 当事者の思い(原告の後見人)
- ☆ 人権救済申立事件となった本件の勧告内容
(日本弁護士連合会 人権擁護委員会委員長)
- ☆ 随時、議員の方のご発言 ※内容は変更される場合も有り。

参加費

無料

申込・切

申込必須 申込用紙は裏面 切2013年 3月16日(土)

裏面

※入館証は数に限りがあるため、事前のお申込みのない方はお断りする場合があります。

申込・問合せ

院内集会係（全日本手をつなぐ育成会内）

ファクス：03-3578-6935 メール：kenri@ikuseikai-japan.jp

※受付証の発行や受領連絡などはいたしませんのでご了承ください。

※手話通訳が必要な場合はご用意いたしますので、事前にご連絡ください。

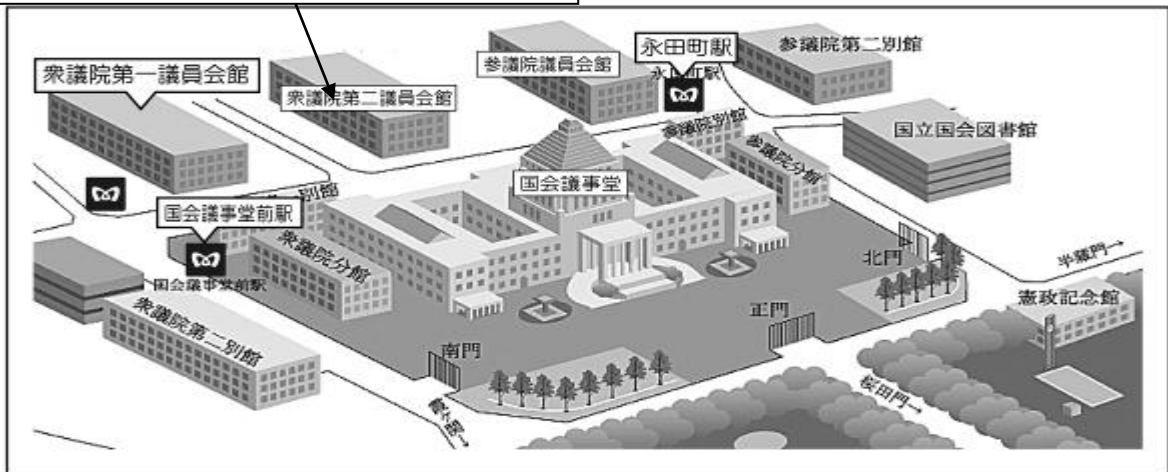
【申込記入欄】（記入後、このページをそのままfaxしてください）

お名前	ご所属
代表者ご連絡先（電話番号）・備考	

会場：アクセスと地図

最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線・千代田線 国会議事堂前駅
有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅

会場：衆議院第二議員会館地下1階 第1会議室



★解説★

※憲法は「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」(15条3項)と規定しています。つまり、選挙権の行使主体を成人であれば、能力のあるなしで区別してないということです。憲法15条3項の英文は、‘Universal adult suffrage is guaranteed with regard to the election of public officials.’です。この表現からも、選挙権が未成年でない全ての成人に認められるという点にその趣旨があることが分かります。

※議員の質問に対して、当時の片山善博総務大臣、江田法務大臣らは以下のように回答しています。

○「同じような状況の方で、片や成年被後見人の道を選ばれた方とそうでない方がいる。一方は選挙権を失う、一方は選挙権を有する。憲法に規定する法のものとの平等に反するのではないか」→【平等に反する】

○「そもそも、この成年後見制度というのは、本人を保護するもの。結果、本来であれば広く享有されなければいけない政治参加の機会を奪ってしまうということに対する違和感がある」→【制度趣旨に反する】

※原告はもともと能力が高く、後見類型に当たる方ではなかったのか？→【現在の実務では、後見制度(後見、保佐、補助の3つ類型:重い順)によつての支援を求めた申立者には広く後見を選択している】

(注)平成23年1月から同年12月までの1年間の成年後見認容件数28,617件のうち、後見類型は 24,092 件で、約8割となっています。(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より)